

広島県内住宅リフォーム補助・定住化対策など地元業者活用事業（平成30年度実施予定）

自治体名	住宅リフォーム補助事業名	住宅リフォーム補助概要	担当課	連絡先 1	受付
神石高原町	空き家及び住宅改修補助金 交付事業	空き家バンク登録物件を購入したIU（移住）者、自宅を改修するUターン者、新婚定住者などが、自宅改修工事をする場合、50万円以上の改修工事費の1/2（上限50万円まで）を 町内工務店に発注 した場合（但し10年以内に引っ越した場合返金）平成28年度から改修工事費補助に加え、新築・中古物件取得・建売住宅取得の場合加算（取得20万円+町内事業者活用70万+子育て世帯30万+Uターンの場合30万円=合計150万円 平成32年まで実施	まちづくり推進課	0847-89-3332	随時受付
尾道市	NEW 土砂災害対策促進事業	平成28年度から実施。土砂災害特別警戒区域にある居室を持つ住宅を建築基準法80条の3に規定する「外壁の回収、土砂を遮る塀等を設置する工事。費用の23%補助上限75.9万円。※建築計画等が必要	建築課	08548-38-9247	随時受付
世羅町	住宅リフォーム改修費	【平成25年新規設立】 30万円以上の工事に対して費用の10%を補助。上限は3世代同居が50万円、それ以外は30万円 町内事業者限定 予算1350万円（確認中） ※平成30年度「同一世帯の二回目の改修について（上限30万円以内）」とのこと	建設課	0847-22-5309	5月14日～18日 予算件数を上 回った場合抽選
大崎上島町	住宅新築改築助成金	町内で新築、改築について30万円以上の改修工事費の10%補助 上限30万円 町内事業者限定	建設課	0846-65-3124	4月1日から実施
竹原市	竹原市あんしん住宅改修助成事業補助金 ※	非課税世帯のみを対象に変更 竹原市予算 300万円を実施 30万円以上の住宅の改修工事費の10%補助 上限10万円 市内事業者限定 下階への騒音を軽減するための床仕上げ材の取替え公共下水道への接続に係る排水設備工事 外壁塗装・屋根の張替・雨漏り修繕 畳やクロス等の張替 窓ガラスを二重にする・結露防止窓への変更 【一戸建て住宅のみ】ホームエレベーターの設置	住宅建築課係	0846-22-7749	6月から
呉市	平成28年度新規事業 ①移住希望者の住宅取得支援、②子育て世帯定住支援、③空き家家財道具処分支援	①U・I・Jターンの促進 戸建て住宅購入 購入費の助成 購入費の1/2補助 最大100万円 ② 新婚世帯 と子育て世帯が戸建てを購入 中古住宅購入 最大40万円 ③空き家バンクへの登録 空き家の家財搬出・処分に助成し中古住宅流通 最大10万円	都市部 住宅政策課	0823-25-3394	
江田島市	空き家除去支援補助	老朽空き家の解体（宅地に限る）を促進、市内事業者を利用した空き家の解体費用の一部（解体費用の1割 上限10万円）を補助	都市整備課	0823-40-2773	

広島県内住宅リフォーム補助・定住化対策など地元業者活用事業（平成30年度実施予定）

自治体名	住宅リフォーム補助事業名	住宅リフォーム補助概要	担当課	連絡先 1	受付
府中町	高齢者住宅改造費助成事業	町内の75才以上の高齢者で介護認定を受けていない人。生計中心者が非課税の世帯。1世帯あたり、改造に要した費用（10万円を限度）の9割を助成	福祉保健部 高齢介護課 高齢者福祉係	082-286-3256	随時
大竹市	大竹市住宅リフォーム事業補助制度	国からの補助 30万円以上の住宅の子育て、高齢者、障害者世帯の改修工事費の10%補助 上限20万円 市内事業者限定 改修工事対象規定あり 工事箇所の追加（居間、食堂室、台所の模様替え、旧式洋便器から最新式洋便器に変更、二重サッシの取り付け） 耐震診断、耐震改修を同時に行う場合は上限30万円	都市計画課	0827-59-2168	6月第一週から開始予定 29年度も同様
広島市	高齢者住宅改修費補助	介護認定世帯を対象に、介護保険住宅改修費20万円を控除した工事費に対して、生活保護世帯は100%、生計中心者の市民税が非課税の世帯に属する方は60%、 市民税（所得割9万円以下） 世帯は40%上限60万円 工事内容はバリアフリー改修	高齢者福祉課介護福祉課	082-504-2145	
安芸太田町	安芸太田町住宅改修助成金交付事業	【単独事業】10万円以上の改修工事費の10%、上限10万円補助 町内事業者 に限定	建設課	0826-28-1962	4/1から随時受付
	木のプレゼント事業（町内産木材利用促進事業）	町内に自ら居住する新築住宅で、70平米以上）、町内産木材を1立方あたり10,000ポイント（1ポイント1円相当）として、最大20万ポイントまで交付。（新築時に町内産木材の使用量を算出し、立法あたりに換算し申請者にポイント相当の交付金をわたすもの）	産業振興課	0826-28-1973 11:30電話	
	①定住促進空き家活用事業補助金 ②子育て世帯定住応援補助金制度 ③Uターン世帯定住応援補助金制度	①台所、浴室、便所、洗面所の改修費と付属する備品の購入費 内装、屋根、外壁等の改修工事費 工事費の1/2補助 上限75万円 を空き家の所有者又は購入者、又は借り受け者 ②住宅取得50万円（転入者以外は25万円）、既存住宅改修工事費の1/2 上限50万円（転入者以外は25万円） 町内事業者利用補助上限100万円（転入者以外は50万円、町内木材利用補助上限50万円（転入者以外は25万円） 子供世帯加算一人20万円（70平米以上の住宅 10年以上の継続居住） ③Uターン者が転入し、居住する家屋で親族と同居する住宅。100万円以上の工事で 補助上限85万円（親族同居と町内事業者が条件）	地域づくり課	0826-28-2112	随時受付

広島県内住宅リフォーム補助・定住化対策など地元業者活用事業（平成30年度実施予定）

自治体名	住宅リフォーム補助事業名	住宅リフォーム補助概要	担当課	連絡先 1	受付
北広島町	北広島町新規定住化促進対策事業補助金	新規定住者への補助として平成18年よりスタートし、平成26年より町内居住者も追加対応に拡大。300万円以上の工事費を要する新築、増改築工事が対象。新築20万、改築10万円を上限。但し、町内業者活用の場合や、施主年齢、町内への就業、小学生以下の扶養の有無で補助が加算で最大60万円を地域通貨”ユート”で施主に支給	企画課 地域振興係	050-5812-1856	4 / 1 から随時受付
三次市	三次市リフォーム支援事業補助金	【単独事業】 50万円以上の改修工事費の10%、住宅は上限20万円、店舗30万円 市内事業者 に限定 改修対象外規定あり	商工振興課 商工振興係	産業部 商工振興課 商工振興係 電話番号：0824-62-6171	5月7日から5月17日募集
庄原市	庄原市転入定住者住宅取得及び改修補助金	転入定住者（1年間庄原市に住居登録がない人）が、平成32年3月末までに新築又は購入を行う場合、50万円以上の増改築リフォーム工事の場合、新築（費用の10%以内、上限100万円）、増改築リフォームは費用の20%以内で上限50万円）。子育て世帯は18才未満は2人以上10万円、1人は5万円	自治定住課定住推進係	0824-73-1257	随時受付
	庄原市地域木材住宅建築普及奨励金	市内に居住し、住居を建築、改修し、主要構造部材（土台、柱、間柱、梁、桁、母屋、垂木、大引、垂木、筋交い、根太、屋根、床、壁に使用する板材に地域材（広島県産材産地証明協議会）を活用する場合に、最高20立方以上60万円。	商工林業課商工振興係	0824-73-1178	随時受付
	庄原市住宅リフォーム支援事業補助金	【単独事業】 30万円以上の住宅改修工事費の10% 上限10万円補助 市内事業者 に限定 年間登録業者が請け負い下請けを使う場合は1次下請けも 市内事業者 に限定 1200万予算	都市整備課管理係	0824-73-1172	4月20日から受け付け開始

※ 介護保険の住宅改修については全自治体が対象となっているので記載を省略しています。

※ 建築物土砂災害対策改修促進事業は、尾道市をはじめ各自治体で検討中です。